

住民監査請求監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

住所・職業・氏名 省略

2 請求書の提出日

請求書の提出日は、平成 27 年 8 月 3 日である。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求申立書により請求人が主張する請求（以下「本件請求」という。）の要旨は次のとおりである。

産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の原因は、松山市職員の重大な不作為、職員の重大な職務の怠慢、職員の重大な過失によるものであり、この責任は当時の松山市の行政の最高責任者の中村時広元市長にあると考えられる。

この除去事業の 56 億 700 万円は中村時広元市長が支払うべき金額であるため、松山市が支出することは違法・不当な支出で、現在の松山市の最高責任者の野志克仁市長が松山市に 56 億 700 万円の損害を与えた。

従って、野志克仁市長に 56 億 700 万円を請求するものである。

事実を証する書面

ア 松山市から情報公開により入手した資料

- ①産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の債務負担行為の予算説明書の写し等
- ②松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画の写し
- ③昭和 61 年 3 月 28 日付（同年 7 月 11 日愛媛県受理）の五明環境整備㈱（現㈱レグ）からの産業廃棄物処理施設設置届出書の写し
- ④昭和 62 年 3 月 2 日付の五明環境整備㈱（現㈱レグ）の産業廃棄物処理業許可証（愛媛県知事許可番号 730）の写し
- ⑤平成 14 年 3 月 13 日付（同日受付）の五明環境整備㈱（現㈱レグ）からの産業廃棄物収集運搬業許可申請書の写し
- ⑥平成 16 年 3 月 29 日付（同日受付）の五明環境整備㈱（現㈱レグ）からの産業廃棄物処分業許可申請書（更新）の写し
- ⑦平成 17 年 3 月 11 日付（同日受付）の㈱レグからの産業廃棄物処理施設軽微変更届出書の写し
- ⑧平成 19 年 4 月 11 日付（同日受付）の㈱レグからの産業廃棄物収集運搬業許可申請書（更新）の写し
- ⑨平成 21 年 3 月 26 日付（同年 3 月 30 日受付）の㈱レグからの産業廃棄物処理業変更届出書の写し

- ⑩平成 21 年 3 月 26 日付（同年 3 月 30 日受付）の㈱レッグからの産業廃棄物処分業許可申請書（更新）の写し
- イ ㈱レッグの履歴事項全部証明書の写し
- ウ ㈱レッグの閉鎖事項全部証明書の写し

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条の所定の要件を備えているものと認め、平成 27 年 8 月 12 日付で受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容、陳述及び請求の要件審査の結果を総合的に勘案して、事実関係の確認事項及び判断の着眼点を次のとおりとした。

事実関係の確認事項

- (1) ㈱レッグによる松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案の概要
- (2) ㈱レッグの産業廃棄物処分業の許可に関する一連の書類
 - ・ 産業廃棄物処分業許可申請書（平成 16 年 3 月 29 日付）
 - ・ 産業廃棄物処理施設軽微変更届出書（平成 17 年 3 月 11 日付）
 - ・ 産業廃棄物処分業許可申請書（更新）（平成 21 年 3 月 30 日付）
 - ・ 産業廃棄物処分業許可申請書（変更）（平成 21 年 6 月 4 日付）
 - ・ 産業廃棄物処分業の許可の取消し処分に係る起案文書等
（取消年月日：平成 24 年 6 月 19 日）
 - ・ 産業廃棄物処理施設設置許可の取消し処分に係る起案文書等
（取消年月日：平成 24 年 6 月 19 日）
- (3) 松山市の立入調査や測量による現地確認、指導等の状況
 - ・ 最終処分場残余量測量結果（平成 16 年 10 月 14 日付）
 - ・ 中村前市長が在職していた期間に、松山市が㈱レッグに対して行った立入調査や指導等の状況
- (4) 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業に関する関係書類
 - ・ 松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画に対する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）」に基づく環境大臣の同意書
 - ・ 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の債務負担行為見積書及び事業費の内訳
 - ・ 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の概要

判断の着眼点

(株)レグの産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の原因は、中村前市長在職時の松山市職員の重大な不作為、重大な職務の怠慢、重大な過失によるものなのか、また、産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の経費を松山市の公費で負担することは違法・不当な財務会計行為であるのか。

(1) 中村前市長の在職時に松山市が行った一連の許可や行政指導に違法・不当性はあるのか。

(2) 松山市が平成 27 年度当初予算に計上した産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の債務負担行為 56 億 700 万円は必要な事業なのか。

(3) 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業に必要な経費 56 億 700 万円は誰が負担すべきであるのか。

2 監査対象部課

環境部廃棄物対策課を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 27 年 8 月 10 日に証拠の提出及び陳述の意向を請求人に確認したところ、その必要はないとの回答を得たため、行っていない。

4 現地調査

平成 27 年 8 月 13 日に、議員として既に現地説明を受けている監査委員 2 名を除く 2 名の監査委員で松山市菅沢町最終処分場の現地調査を行い、環境部長等の関係職員から説明を徴した。

5 関係職員陳述

平成 27 年 9 月 1 日に関係職員陳述を行った。出席の関係職員は次のとおりである。

環境部長、廃棄物対策課長、産業廃棄物特別対策工事担当課長、廃棄物対策課主査 2 名、同課技師 1 名

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項の内容に関して、次の事項を確認した。

(1) (株)レグによる松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案の概要

五明環境整備(株) (平成 16 年 7 月 1 日付で現(株)レグに商号変更) は松山市菅沢町の約 24,000 m²の土地で昭和 61 年 3 月 28 日、愛媛県に産業廃棄物処理施設設置届出書を提出し、昭和 62 年 3 月 2 日に産業廃棄物処分業の許可を取得し最終処分場を操業していた。

この最終処分場は、地下に水路が残置される状態で愛媛県に設置が認められたものであり、地下水集排水管の役割を果たす当該水路が後に破損し、遮水シート破損の原因となる等、支障の要因となったが、設置当時の技術上の基準となっていた「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令 (昭和 52 年 3 月

14日 総理府・厚生省令第1号)」では、地下水集排水管に関する構造的な基準がなかったため、当時は地下水集排水管に関して産業廃棄物処理施設設置届の中で確認の必要がなかった。

なお、現在においては、平成10年6月17日施行の「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正」に伴い、「地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備を設けること」とされ、構造基準が強化・明確化されているが、附則により、経過措置として本件のような既存の管理型最終処分場に関しては、当該構造基準は原則として適用されないこととされた。

平成10年4月1日、松山市は保健所を設置したことにより、松山市内における産業廃棄物行政について愛媛県から事務移譲を受け、五明環境整備㈱（現㈱レグ）についても指導監督を行う立場となったが、松山市が事務移譲を受けた時点で既に容量の約93%が埋め立てられており、また、平成16年頃から容量超過等の不適正と見られる状態が発生しており、松山市はその都度指導を行っていた。

平成23年2月22日には、最終処分場からの汚水を処理する施設（水処理施設）が停止し、その後複数回の停止が見られたため、その都度、措置命令を発出し復旧させていたが、平成24年6月に発生した水処理施設の停止については復旧に至らず、松山市による代執行で再稼働させた。

また、平成23年5月30日には、処分場地下の水路から灰色に濁った水（灰濁水）の流出を松山市が確認し、原因調査を行った結果、平成24年11月15日には遮水工の破損が判明したため、平成24年11月30日、処分場からの廃棄物等の流出を防止する措置を講ずるよう措置命令を発出した。

さらに、平成24年12月には、松山市のボーリング調査による試料の組成分析により廃油の埋立てが判明したことから、平成25年2月12日、廃油を含む廃棄物の流出を防止する措置を講ずるよう措置命令を発出した。

また、平成25年11月28日には、廃棄物の流出を防止するための措置の内容を具体的に例示した措置命令を発出した。

(2) ㈱レグの産業廃棄物処分業の許可に関する一連の書類

1) 産業廃棄物処分業許可申請書（平成16年3月29日付）

平成16年3月29日付（同日受付）で五明環境整備㈱（現㈱レグ）より産業廃棄物処分業許可申請書（更新）が提出され、（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請書審査表に沿って審査に付し、所定の要件を具備し適当と認められたため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（以下廃棄物処理法という）第14条第6項の規定に基づき、平成16年3月31日付で更新許可されたことを確認した。（許可番号 8940000431）

2) 産業廃棄物処理施設軽微変更届出書（平成17年3月11日付）

平成17年3月11日付（同日受付）で㈱レグより埋立容量21,140m³増量の産業廃棄物処理施設軽微変更届出書が提出され、受理されたことを確認した。

3) 産業廃棄物処分業許可申請書（更新）（平成 21 年 3 月 30 日付）

平成 21 年 3 月 26 日付（平成 21 年 3 月 30 日受付）で㈱レッグより一部施設の廃止と追加の産業廃棄物処理業変更届出書とともに、産業廃棄物処分業許可申請書（更新）が提出され、(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書審査表に沿って審査に付し、所定の要件を具備し適当と認められたため、廃棄物処理法第 14 条第 6 項の規定に基づき、平成 21 年 4 月 22 日付で更新許可されたことを確認した。（許可番号 8920000431）

4) 産業廃棄物処分業許可申請書（変更）（平成 21 年 6 月 4 日付）

平成 21 年 6 月 4 日付（同日受付）で㈱レッグより事業範囲の変更（埋立処分再開）の産業廃棄物処分業許可申請書（変更）が提出され、(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書審査表に沿って審査に付し、所定の要件を具備し適当と認められたため、廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 21 年 6 月 16 日付で変更許可されたことを確認した。（許可番号 8940000431）

5) 産業廃棄物処分業の許可の取消し処分に係る起案文書等

（取消年月日：平成 24 年 6 月 19 日）

平成 24 年 6 月 12 日付起案文書により、㈱レッグは、廃棄物処理法第 19 条の 3 による命令（平成 24 年 5 月 10 日付 24 松（廃）第 189 号の改善命令）に違反し、このことは産業廃棄物処分業の許可の取消しについて規定した同法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号に該当し、平成 24 年 6 月 8 日に聴聞を行った結果、「㈱レッグに情状酌量すべき相当の理由があるとは認められない」との結論を得て、平成 24 年 6 月 19 日付で産業廃棄物処分業の許可の取消しを通知したことを確認した。

6) 産業廃棄物処理施設設置許可の取消し処分に係る起案文書等

（取消年月日：平成 24 年 6 月 19 日）

平成 24 年 6 月 12 日付起案文書により、㈱レッグは、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 7 第 1 号による命令（平成 24 年 5 月 10 日付 24 松（廃）第 190 号の改善命令）に違反し、このことは産業廃棄物処理施設設置の許可の取消しについて規定した同法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号に該当し、平成 24 年 6 月 8 日に聴聞を行った結果、「㈱レッグに情状酌量すべき相当の理由があるとは認められない」との結論を得て、平成 24 年 6 月 19 日付で産業廃棄物処理施設設置の許可の取消しを通知したことを確認した。

(3) 松山市の立入調査や測量による現地確認、指導等の状況

1) 最終処分場残余容量測量結果

平成 16 年 10 月 14 日に松山市が測量業務を委託した民間業者から五明環境整備㈱（現㈱レッグ）の最終処分場残余容量の測量結果が提出され、許可容量を 8,705.2m³ 超過していると見られる状態を確認した。

2) 中村前市長が在職していた期間に、(株)レグに対して松山市が行った立入調査や指導等の状況

中村前市長が在職していた平成 11 年 5 月 2 日から平成 22 年 11 月 10 日の間に、(株)レグに対して松山市が行った立入調査や指導等は以下のとおりであった。

日付	関係する事象	市の措置	内 容
H14. 4.30	埋立容量の超過	立入調査	最終処分場残余容量 8,523m ³ を市が確認
H16. 5.12	埋立容量の超過	報告受領	最終処分場残余容量報告 3,961.04m ³ を受領
H16. 7. 9	埋立容量の超過	文書指導	場内に山積みされた廃棄物を均すなど場内の整備を行うことを指導
H16. 7.20	埋立容量の超過	報告受領	最終処分場残余容量報告 1,339.59m ³ を受領
H16.10.14	埋立容量の超過	市による測量	市による測量の結果、埋立超過 (-8,705.2m ³) と見られる状態を確認
H16.11.10	埋立容量の超過	口頭指導	代表取締役外 1 名に対して、埋立残余容量について指導 →H16.12.1 に(株)レグから改善計画書の提出
H17. 1.31	埋立容量の超過	報告受領	最終処分場残余容量報告 2,337.99m ³ を受領
H17. 3.11	埋立容量の超過	届出受理	(株)レグから提出のあった最終処分場容量の 1 割増加についての軽微変更等届出書を受領
H19.11.21	埋立容量の超過	文書指導	代表取締役外 3 名に対して、場内整備を指導
H20. 5.13	埋立容量の超過 埋立物の飛散流出	口頭指導	代表取締役に対して、最終処分場の現状、地元苦情内容（埋立量の容量超過や廃棄物の飛散流出等に係る苦情）について説明し、改善を指導
H20. 6. 6	埋立容量の超過	口頭指導	取締役に対して、最終処分場場内整備等について指導
H20.12.11	埋立容量の超過	口頭指導	代表取締役に対して、最終処分場場内整備を指導 →(株)レグからは、ペースは遅いが作業は進んでいる旨申立
H20.12.15	埋立容量の超過	文書指導	場内整備、残余容量調査、改善計画書の提出について指導
H21. 2. 4	埋立容量の超過	立入調査	市において最終処分場最終高さの目印杭を打つ
H21. 2.24	埋立容量の超過	口頭指導	代表取締役外取締役 2 名、測量士等 2 名に対して、残余容量がない場合、更新許可はできない旨指導
H21. 3.31	埋立容量の超過	報告受領	最終処分場残余容量報告 160m ³ を受領
H21. 4.14	埋立容量の超過	文書受理	(株)レグから提出のあった産業廃棄物処分業の一部（埋立処分）の廃止届を受領
H21. 5.31	埋立容量の超過	報告受領	最終処分場残余容量報告 5,034m ³ を受領
H21. 6.16	埋立容量の超過	変更許可	市は、変更許可を行い、処分業の一部（埋立処分）の再開を認める
H22. 4.28	埋立容量の超過	文書指導	ごみの搬入停止と場内を平坦にして測量し、報告を行うこと等を指導
H22. 8.19	下流監視井戸からの水銀の検出	水質検査	下流監視井戸において、環境基準を超える水銀を検出 (0.0021mg/l)
H22. 8.31	下流監視井戸からの水銀の検出	水質検査	下流監視井戸において、環境基準を超える水銀を検出 (0.0019mg/l)
H22. 9. 3	下流監視井戸からの水銀の検出	口頭指導	(株)レグに対して動圧密工法の中止と原因究明の指示
		報道発表	下流監視井戸からの水銀の検出を報道発表
H22. 9. 3	下流監視井戸からの水銀の検出	水質検査	下流監視井戸の水銀について定期的に検査を実施

(4) 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業に関する関係書類

- 1) 松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画に対する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）」に基づく環境大臣の同意書

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）」とは、平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた不適正処理や不法投棄による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）第 27 条で定める市が行う特定支障等除去事業（行政代執行）に対し、平成 35 年 3 月 31 日までの間、国が支援措置を講ずること等が定められた法律であるが、松山市が策定した松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画は、平成 25 年 4 月 9 日付で同法第 4 条第 4 項の規定に基づき環境大臣の同意がなされたことを、「松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画について（通知）」（環廃産発第 1304091 号）により確認した。

- 2) 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の債務負担行為見積書及び事業費の内訳

平成 27 年度松山市一般・特別会計予算説明書から、産業廃棄物最終処分場支障等除去事業は平成 27 年度から 30 年度にわたる事業となるため、4 か年にわたる 56 億 700 万円の債務負担行為を設定し、松山市議会平成 27 年 3 月定例会で予算計上され、平成 27 年 3 月 18 日に原案可決されたことを確認した。

【債務負担行為 56 億 700 万円の内訳】

・ 遮水工等土木工事費	34 億 5,100 万円
・ 水処理施設設置費	19 億 6,100 万円
・ 工事施工監理費	1 億 9,500 万円
合 計	56 億 700 万円

- 3) 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の概要

本事業は、(株)レグ最終処分場が遮水工の破損部を通じて廃棄物等が流出し、下流域の環境汚染や埋立斜面の崩落の発生が想定されるため、次のような方法により最終処分場からの水の流入の抑制や廃棄物等の流出を防止するものである。

①最終処分場の遮水壁等の設置

- ・ 鉛直遮水工

最終処分場周辺に鉛直遮水壁を設置する鉛直遮水工による周辺地下水の流入の抑制と、内部からの廃油を含む廃棄物等の流出を防止する。

- ・ 上流域転流工

基礎地盤の強固な箇所に水路の付け替えを行い、最終処分場上流域の流水確保と最終処分場地下へ流れ込む水を無くすことにより廃棄物等の流出を防止する。

- ・ 地下管路閉塞工

発泡モルタル等充填材の注入により地下水路を封鎖し、新たに設置される鉛直遮水工により廃棄物等が将来にわたって流出しないよう対策を施す。

②埋立地の整形

最終処分場上部の覆土や雨水排水路の設置等の整形を行い、最終処分場内への流入水を減少させる。

③保有水等集排水設備や水処理施設の設置

鉛直遮水工により遮水された内部の保有水等について、ボーリング孔等を利用した保有水等集排水設備により集排水し、それに伴う水量・水質の変化に対応できる水処理施設を設置する。

④斜面对策工

埋立斜面の崩落防止のための法面保護工や斜面の整形工等を行い、将来にわたり斜面部の安定を図るとともに、保有水等集排水設備により、内部水位の上昇を抑制し、埋立斜面の安定を図る。

⑤廃油・その他特定産業廃棄物の処理

適切な処理若しくは最終処分場表面のキャッピング等により封じ込めを行う。

2 判 断

本件請求について、次のように判断する。

- (1) 中村前市長の在職時に松山市が行った一連の許可や行政指導に違法・不当性はあるのか。

松山市は、五明環境整備㈱（現㈱レグ）最終処分場の当初の設置時点から地下水路の存在を把握しており、愛媛県に意見書を提出している。当時は地下水集排水管に関する構造的な基準がなかったが、遮水シートを設置することにより、当時産業廃棄物処理業の許可権限を有していた愛媛県が昭和62年3月2日に産業廃棄物処理業の許可をしたものである。

また、平成10年4月1日に産業廃棄物行政が愛媛県から松山市に事務移譲され、松山市が五明環境整備㈱（現㈱レグ）の指導監督を行う立場となり、その時点で当該最終処分場の埋立残余容量は12,400m³であり、既に許可容量の約93%が埋め立てられていた。

請求人は請求の要旨2.及び3.で、以上の事項についての松山市の対応は中村時広前市長の責任であると主張しているが、これらは、同氏が松山市長に就任する前の対応である。

つぎに請求人は請求の要旨4.で、平成13年11月から平成15年10月までの間に五明環境整備㈱（現㈱レグ）の代表取締役が3回交代し、それに伴い他の取締役等も交代し、新旧の取締役等が役員交代の無効を求めて裁判で争い、経営が混乱していたとの松山市の記述と、閉鎖事項全部証明書から職務代行者を含めると代表取締役が8回交代しており、異常な状態であると主張しているが、産業廃棄物処理法に定められた許可要件を具備しており、松山市が許可審査等の際に考慮しなかったことに違法・不当性はないと考えられる。

つぎに請求人は請求の要旨5.で、平成16年3月29日に産業廃棄物処分業の許可

申請書が提出された時点で松山市が現地調査をしていれば、地下水路からの灰濁水が確認できたはずであり、この許可申請は申請者の能力に問題があり、拒絶すべき事案であったと主張しているが、松山市は、廃棄物処理業を行うにあたり必要とされる技術的基礎と経理的基礎について、提出書類や現地確認により審査を実施し、所定の要件を具備していることを確認したうえで許可を行っており、法的に問題はないと考えられる。また、灰濁水の流出が最初に確認されたのは平成 23 年 5 月 30 日であり、平成 16 年 3 月 29 日の時点では灰濁水の流出は確認されていない。

つぎに請求人は請求の要旨 6.で、(株)レグから平成 17 年 3 月 11 日に許可容量を 21,140m³ 増加するための産業廃棄物処理施設軽微変更届出書が提出されたが、この前年の平成 16 年 10 月 14 日の松山市の測量で(株)レグ最終処分場の許可容量が 8,705m³ 超過していることを確認し、その後(株)レグから残余容量 2,338m³ を確保できたとの報告があったため、松山市は現地調査を行ったとあるが、11,043m³ もの廃棄物を場内整備でどのように処理したのか理解できない、松山市の現地確認は松山市職員の手抜き・怠慢であり、産業廃棄物処理施設軽微変更届出書を受理したのは大きな間違いであると主張している。

松山市は、許可容量が 8,705m³ 超過していることについて指導を行ったが、その際(株)レグより、整地、場内整備、場内の池の埋立を行えば残余容量はあるはずであるとの回答があり、平成 16 年 12 月 1 日に(株)レグから改善計画書が提出され、平成 17 年 1 月 31 日に残余容量 2,337.99m³ を確保した旨の報告を受けた。そして、平成 17 年 3 月 11 日に産業廃棄物処理施設軽微変更届出書を受理している。

平成 16 年 10 月 14 日の松山市の測量は、最終処分場に起伏がある積算の困難な状態で行ったものであり、許可容量超過を確認した時点で、(株)レグに速やかに土地を均して残余容量を測るよう指導を行い、(株)レグもこれに従うなど、是正させたい旨で残余容量を確保した旨の報告を受け、現地確認を行ったものであり、事業者としては松山市の指導に適正に対応していることから、許可容量増加の産業廃棄物処理施設軽微変更届出書を受理し、産業廃棄物処理施設の許可と産業廃棄物収集運搬業の許可を継続したことは、当時、法的に問題がある対応ではなかったと考えられる。

つぎに請求人は請求の要旨 7.で、平成 16 年 10 月 14 日に許可容量超過を確認した時点で、(株)レグの産業廃棄物処分業・産業廃棄物処理施設設置の許可、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消すべきであったのに、8 年遅れて平成 24 年 6 月 19 日に取り消しているのは遅きに失したと主張している。

松山市は、平成 16 年 10 月 14 日の許可容量超過の確認以降も、(株)レグに対して、不適正と見られる事案についてその都度指導や現地確認を行い、(株)レグも松山市の指導に従う姿勢であったため許可を継続したものであり、平成 16 年 10 月 14 日の許可容量超過の確認時点で、松山市が(株)レグの産業廃棄物処分業・産業廃棄物処理施設設置の許可を直ちに取消するという不利益処分を科す合理的理由はなかったと考えられる。

そして、松山市が初めて地下水路からの灰濁水の流出を確認した平成 23 年 5 月 30 日以降においては、数回にわたり文書指導や立入調査を重ねていたが、(株)レグ

が最終処分場の点検補修や水質検査等の維持管理を実施しなくなったため、松山市は平成 24 年 5 月 10 日付で最終処分場の不適正を是正するよう、産業廃棄物処分業・産業廃棄物処理施設設置の許可に関する改善命令を発出した。しかし、(株)レグが期限までに改善命令を履行しなかったため、松山市は、平成 24 年 5 月 25 日に(株)レグ立会いのもと、現地調査等にて改善命令の不履行を確認し、平成 24 年 6 月 8 日に(株)レグの意見陳述を行ったうえで、廃棄物処理法の規定に則り、平成 24 年 6 月 19 日付で産業廃棄物処分業・産業廃棄物処理施設設置許可を取り消したものである。

このような当時の経緯から、松山市は不適正事案の発生ごとに法的に必要な手続を経たうえで最終的に取消処分を行っており、時期を逸した処分ではなかったと考えられる。

また、廃棄物収集運搬業の許可については、(株)レグから許可更新の申請が提出されなかったことから、平成 24 年 4 月 19 日で失効している。

つぎに請求人は請求の要旨 8.で、平成 21 年 3 月 30 日に産業廃棄物処分業の許可申請で 3,000 t の容量増加を許可しており、これも大きな間違いであると主張しているが、平成 21 年 3 月 26 日付(平成 26 年 3 月 30 日受付)の(株)レグからの申請は、廃棄物処分業の更新許可と一部施設の廃止及び追加の届出であり、最終処分場の埋立許可容量の増加に係る申請ではない。

つぎに請求人は請求の要旨 9.で、最終処分場の土地に水路があることを把握し、平成 16 年 10 月 14 日に許可容量の超過を確認したのちに 2 度も容量の増加を認めれば、地下水路出口からの灰濁水の流出は当然予測できたと主張している。

松山市は、平成 21 年 3 月 30 日の更新許可申請の翌日に(株)レグから最終処分場の残余容量は 160m³との報告を受け、速やかに埋立処分業の廃止を指導し、(株)レグも平成 21 年 4 月 14 日に最終処分業の一部廃止を届け出ている。その後、平成 21 年 5 月 13 日に(株)レグから場内整備により最終処分場の残余容量 5,034m³を確保した旨の報告があり、平成 21 年 6 月 16 日に埋立処分業の許可を行っている。前述のように、この間(株)レグに対して指導や現地確認を重ね、提出書類や現地確認により不適正と見られる状態を適正な状態に是正させ、それを確認したうえで許可を行ったものであり、後の灰濁水の流出を予測することは困難であると考えられる。

なお、これらの松山市の対応については、松山市が(株)レグ不適正事案における行政の対応の検証や課題を含めた再発防止策の提案・提言を受けるため、松山市廃棄物処理施設審議会の下に設置した第三者である学識経験者等で構成する菅沢町最終処分場制度検討部会において、灰濁水の流出が確認される以前の対応等について「本事案については、第一に(株)レグの責任であることは当然の事であるが、行政の対応が十分でなかったこともその一因である」との意見がなされているものの、法的に問題があったとの指摘はない。

以上のことから、中村前市長の在職時に松山市が行った一連の許可や行政指導に違法・不当性があるとは言えないと考えられる。

(2) 松山市が平成 27 年度当初予算に計上した産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の債務負担行為 56 億 700 万円は必要な事業なのか。

本事業は、(株)レグ最終処分場の地下水路から廃棄物等が流出し、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、(株)レグに対して措置命令を発出したが履行される見通しがないため、松山市廃棄物処理施設審議会の下で支障等除去事業実施計画を策定し、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 98 号）」に基づく環境大臣の同意を得て、松山市が行政代執行により計画的に対策工事を実施するものである。

さらに、同事業については、松山市議会平成 27 年 3 月定例会において慎重な審議の結果、平成 27 年 3 月 18 日に、賛成多数により原案可決されている。

従って、将来にわたり生活環境保全上の支障のおそれを除去し、市民の安全・安心を確保する観点から、本事業の経費を平成 27 年度当初予算に計上したことは適切であり、早急に実施する必要がある事業と考えられる。

(3) 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業に必要な経費 56 億 700 万円は誰が負担すべきであるのか。

第一義的には、本来の原因者である(株)レグが本事業費用を負担すべき事案であることは間違いないが、すでに(株)レグに事業を行う資力もなく、最終処分場の維持管理も放棄している現状から、松山市が行政代執行を行うことはやむを得ないと考える。また、松山市菅沢町最終処分場不適正処理事案に係る特定支障除去等事業実施計画により松山市が本事業を行うことについては、平成 25 年 4 月 9 日付で「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成 15 年法律第 98 号)」に基づく環境大臣の同意を得て国費の支援が決定されていることから、松山市が費用を公費で支出することに違法・不当性はなく、むしろ松山市が事業主体となって本事業を確実に行うことが必要であると考えられる。

3 結 論

以上のことから、産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の費用である 56 億 700 万円を松山市の公費で支出することに違法・不当性は無く、請求人の主張に理由はないものと判断する。(棄却)